

本資料は、健康サポート薬局に関する説明会(H29.2.26)の資料
にその後寄せられた照会事項、国QAを追記したものです(H29.12.27時点)

健康サポート薬局制度について ～求められる役割～

静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課



本日のトピック

1. 患者のための薬局ビジョン
2. 薬局ビジョン、健康サポート薬局の背景
3. 健康サポート薬局の手続き
4. かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能
5. 健康サポート機能

※本日の資料は、

- ・各ページの記載のほか厚生労働省提供資料(一部改変含む)を用いています。
- ・法令名称は略して使用しています

(法:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、

規則:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 等)

[富国有徳の理想郷 - しずおか](#)

ふじのくに

「患者のための薬局ビジョン」 ～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

平成27年10月23日公表

健康サポート薬局

健康サポート機能

- ☆ 国民の**病気の予防**や**健康サポート**に貢献
 - ・ 要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
 - ・ 健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介等

高度薬学管理機能

- ☆ **高度な薬学的管理ニーズ**への対応
 - ・ 専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援等

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握

- ☆ **副作用や効果**の継続的な確認
- ☆ **多剤・重複投薬**や**相互作用の防止**
 - ICT(電子版お薬手帳等)を活用し、
 - ・ 患者がかかる**全ての医療機関の処方情報を把握**
 - ・ 一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

- ☆ **夜間・休日、在宅医療**への対応
 - ・ **24時間**の対応
 - ・ **在宅患者**への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

- ☆ 疑義照会・処方提案
- ☆ 副作用・服薬状況のフィードバック
- ☆ 医療情報連携ネットワークでの情報共有
- ☆ 医薬品等に関する相談や健康相談への対応
- ☆ 医療機関への受診勧奨

かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき3つの機能

- **地域包括ケアシステムの一翼を担い、薬に関して、いつでも気軽に相談できるかかりつけ薬剤師**がいることが重要。
- かかりつけ薬剤師が役割を発揮する**かかりつけ薬局**が、組織体として、業務管理（勤務体制、薬剤師の育成、関係機関との連携体制）、構造設備等（相談スペースの確保等）を確保。

服薬情報の一元的・継続的把握

- 主治医との連携、患者からのインタビューやお薬手帳の内容の把握等を通じて、**患者がかかっている全ての医療機関や服用薬を一元的・継続的に把握**し、薬学的管理・指導を実施。
- 患者に複数のお薬手帳が発行されている場合は、**お薬手帳の一冊化・集約化**を実施。

24時間対応・在宅対応

- **開局時間外**でも、薬の副作用や飲み間違い、服用のタイミング等に関し随時**電話相談を実施**。
 - **夜間・休日**も、在宅患者の症状悪化時などの場合には、**調剤を実施**。
 - 地域包括ケアの一環として、残薬管理等のため、**在宅対応**にも積極的に関与。
- (参考)・現状でも半分以上の薬局で24時間対応が可能。(5.7万のうち約3万の薬局で基準調剤加算を取得)
- ・ 薬局単独での実施が困難な場合には、調剤体制について**近隣の薬局や地区薬剤師会等と連携**。
 - ・ へき地等では、患者の状況確認や相談受付で、薬局以外の**地域包括支援センター等との連携**も模索。

医療機関等との連携

- 医師の処方内容をチェックし、必要に応じ処方医に対して**疑義照会や処方提案**を実施。
- 調剤後も患者の状態を把握し、**処方医へのフィードバック**や**残薬管理・服薬指導**を行う。
- **医薬品等の相談や健康相談に対応**し、**医療機関に受診勧奨**する他、**地域の関係機関と連携**。

薬局再編の全体像

～ 立地 から 機能 へ～

現状

57,000薬局あるが、門前中心に医薬分業のメリットを実感しにくいとの声

様々な医療機関からの処方箋を受付

特定の診療所からの処方箋を受付

特定の病院からの処方箋を受付

面分業

診療所門前

中小病院門前

大病院門前

門前薬局を含め、すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す

2025年まで

すべての薬局を「かかりつけ薬局」へ

かかりつけ薬局

- ・ ICTを活用し、服薬情報の一元的・継続的把握
- ・ 24時間対応・在宅対応
- ・ 医療機関をはじめとする関係機関との連携

健康サポート機能
(地域住民による主体的な健康の維持・増進の支援)

※健康サポート薬局として活動
(日常生活圏域ごとに必要数確保)

高度薬学管理機能
(抗がん剤等の薬学的管理)

2035年まで

- 団塊の世代が要介護状態の方が多い85歳以上に到達
- 一般的な外来受診はかかりつけ医が基本となる

既に地域に立地

建替え時期等を契機に立地を地域へ移行

立地も地域へ

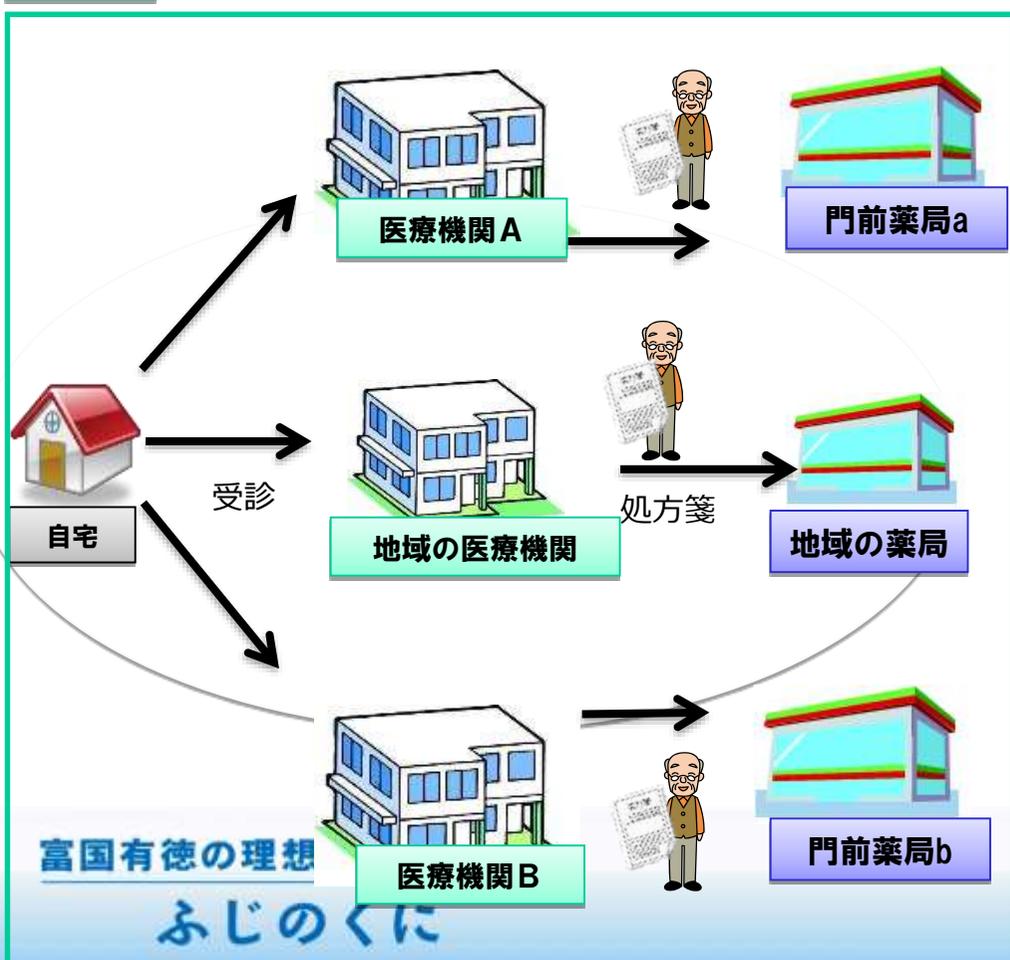
日常生活圏域でのかかりつけ機能の発揮

医薬分業に対する厚生労働省の基本的な考え方

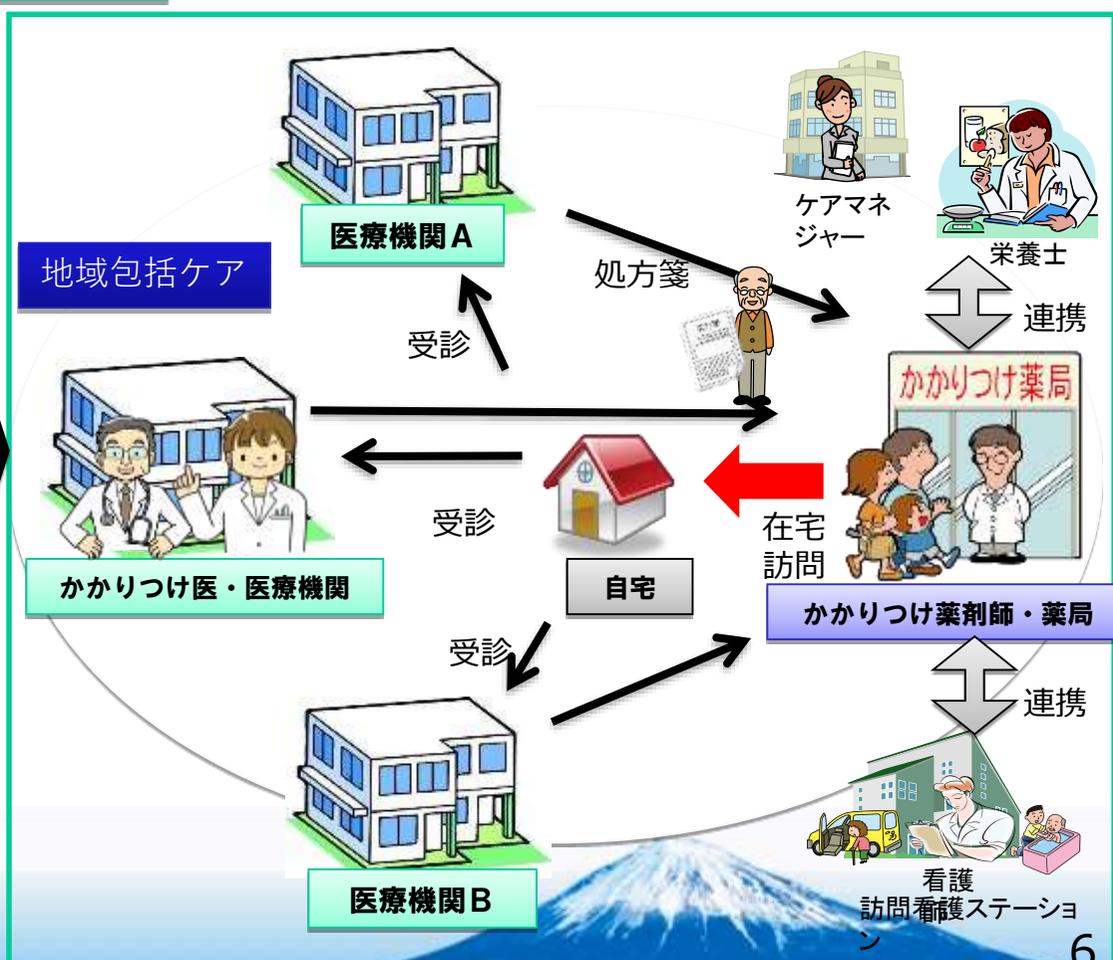
- 薬局の薬剤師が専門性を発揮して、ICTも活用し、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬学的管理・指導を実施。
- これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、**患者の薬物療法の安全性・有効性が向上**するほか、**医療費の適正化**にもつながる。

今後の薬局の在り方（イメージ）

現状 多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。



今後 患者はどの医療機関を受診しても、身近なところにあるかかりつけ薬局に行く。



かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて

～ 対物業務 から 対人業務 へ～

患者中心の業務

患者中心の業務

薬中心の業務

薬中心の業務

- ・ 処方箋受取・保管
- ・ 調製(秤量、混合、分割)
- ・ 薬袋の作成
- ・ 報酬算定
- ・ 薬剤監査・交付
- ・ 在庫管理

- ・ 処方内容チェック
(重複投薬、飲み合わせ)
- ・ 医師への疑義照会
- ・ 丁寧な服薬指導
- ・ 在宅訪問での薬学管理
- ・ 副作用・服薬状況の
フィードバック
- ・ 処方提案
- ・ 残薬解消

- 医薬関係団体・学会等で、
専門性を向上するための
研修の機会の提供
- 医療機関と薬局との間で、
患者の同意の下、**検査値
や疾患名等の患者情報を
共有**
- 医薬品の安全性情報等の
最新情報の収集

専門性+コミュニケーション
能力の向上

本日のトピック

1. 患者のための薬局ビジョン
2. 薬局ビジョン、健康サポート薬局の背景
3. 健康サポート薬局の手続き
4. かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能
5. 健康サポート機能



ビジョン、健康サポート薬局に関する経緯

H25

日本再興戦略
「健康寿命延伸への薬剤師の関わり」に言及

H27.3

規制改革会議 公開ディスカッション
「医薬分業のコストとメリット」

H27.5

大臣「患者のための薬局ビジョン」作成の表明

H27.6

骨太の方針2015薬局・診療報酬等の改革に言及

H27.9

検討会報告書とりまとめ（健康サポート薬局）

H27.10

「患者のための薬局ビジョン」公表

H27.12

健康サポート薬局省令等公布

H28.4

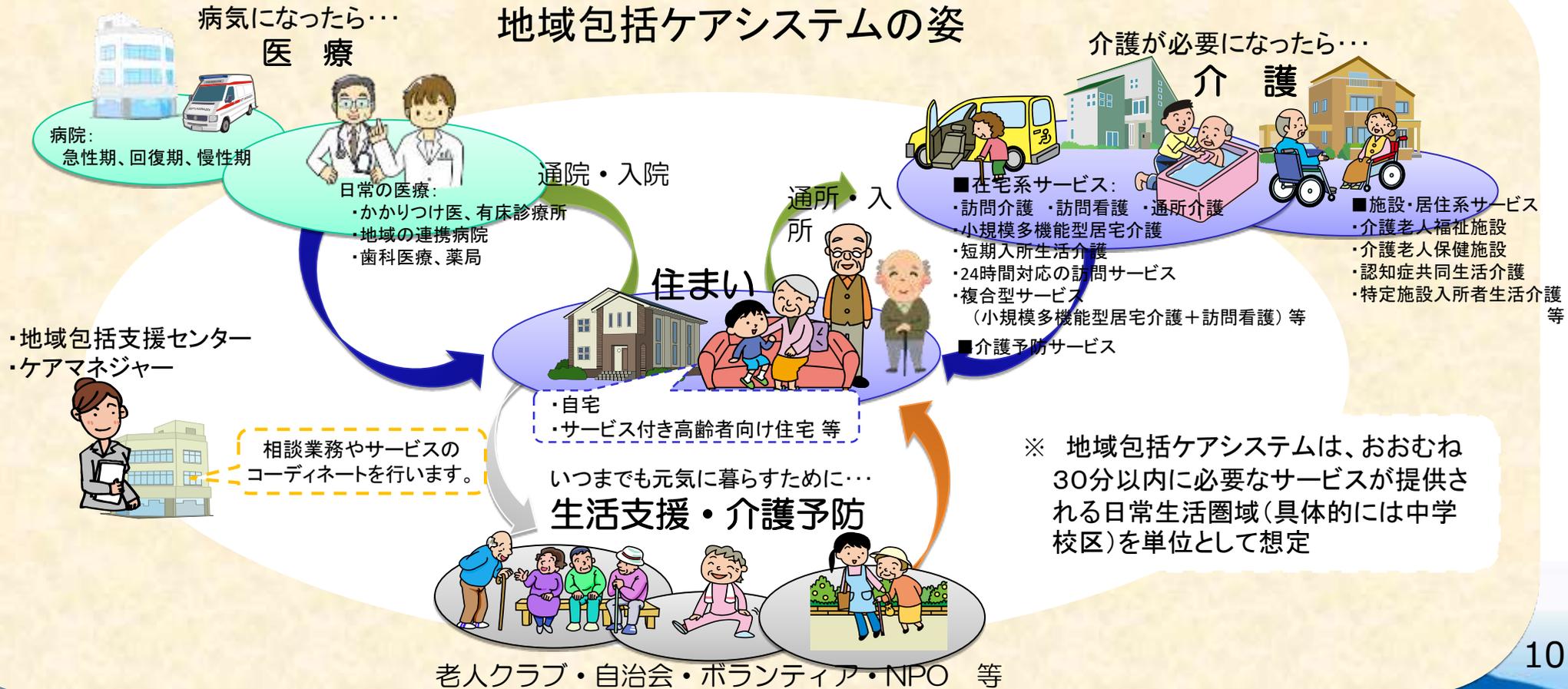
診療報酬改定



地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

地域包括ケアシステムの姿



○予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり

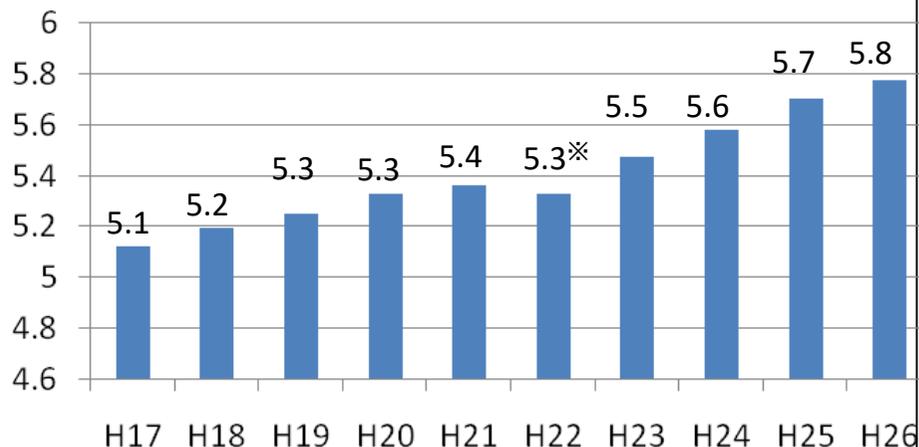
「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。」

「日本再興戦略」改訂2014 ー未来への挑戦ー

中短期工程表「国民の「健康寿命」の延伸②」(抜粋)

2013年度		2014年度				2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
<p>薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業を実施</p>					<p>薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳(2010年)】 ・2020年までにメタボ人口を2008年度比25%減【1400万人(2008年度)】 ・2020年までに健診受診率(40～74歳)を80%(特定健診含む)【67.7%(2010年)】 	
					<p>充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討</p>				

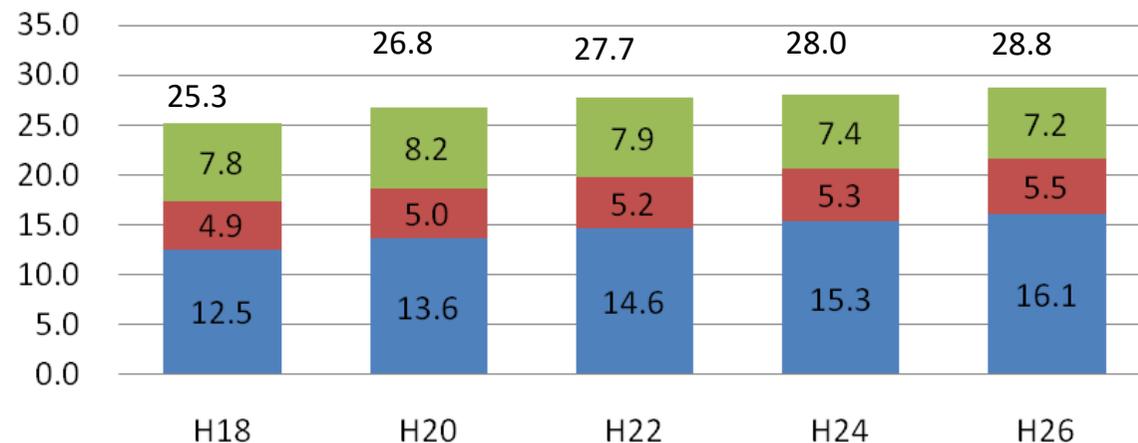
薬局数の推移(万)



※宮城県及び福島県の一部は集計されていない。

出典)衛生行政報告例

薬剤師数の推移(万人)



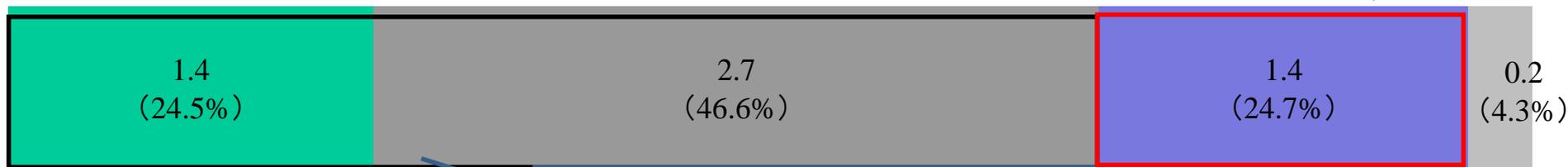
■薬局の従事者 ■病院・診療所の従事者 ■その他

出典)医師、歯科医師、薬剤師調査

薬局の処方箋応需の状況

薬局数(H26): 57,784

約25%(1.4万)が様々な医療機関からの処方箋を応需

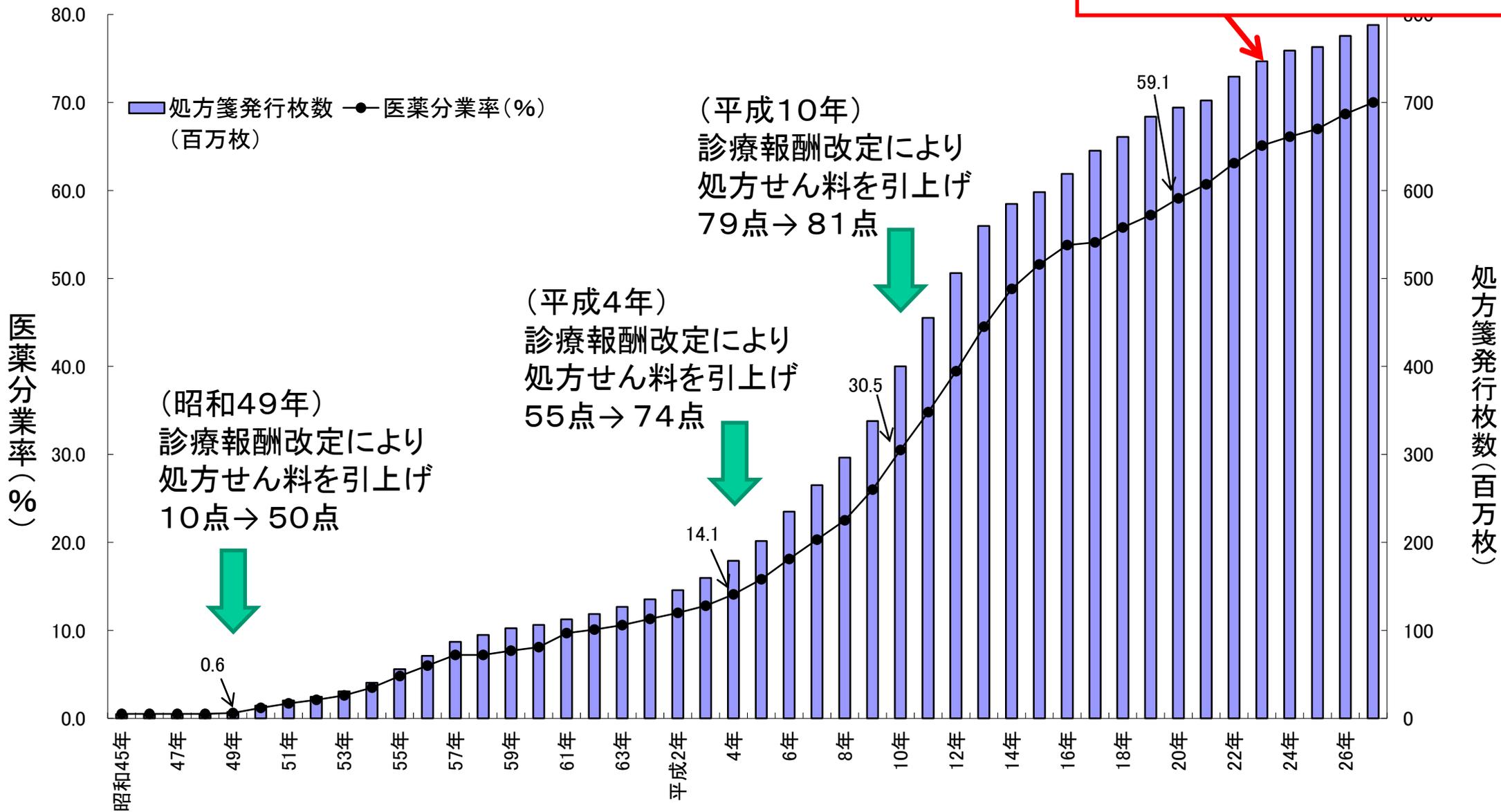


約70%(4.1万)が主に特定の医療機関からの処方箋を応需*

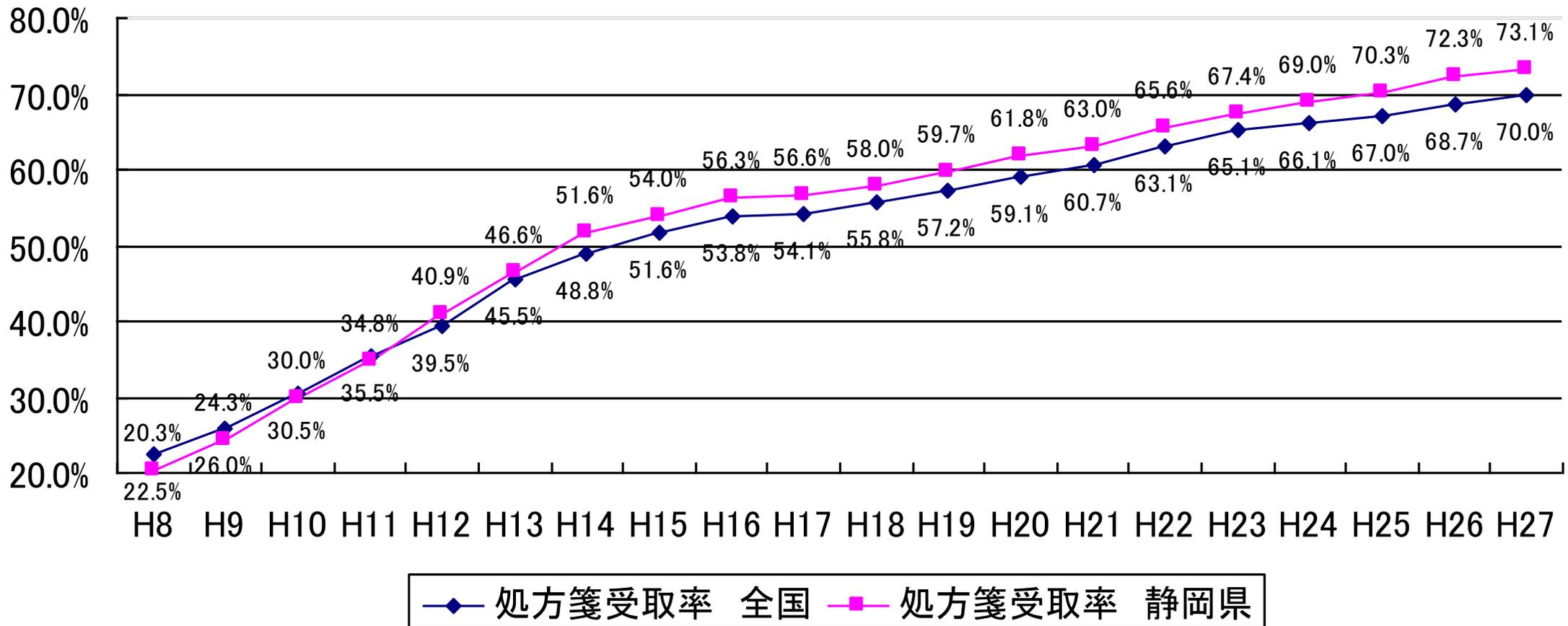
■主に近隣にある特定の病院の処方箋を応需している薬局数(万) ■主に近隣にある特定の診療所の処方箋を応需している薬局数(万)
 ■様々な保険医療機関からの処方箋を応需している薬局数(万) ■その他

医薬分業率の年次推移

平成27年度医薬分業率
 全国 70.0%
 静岡 73.1%

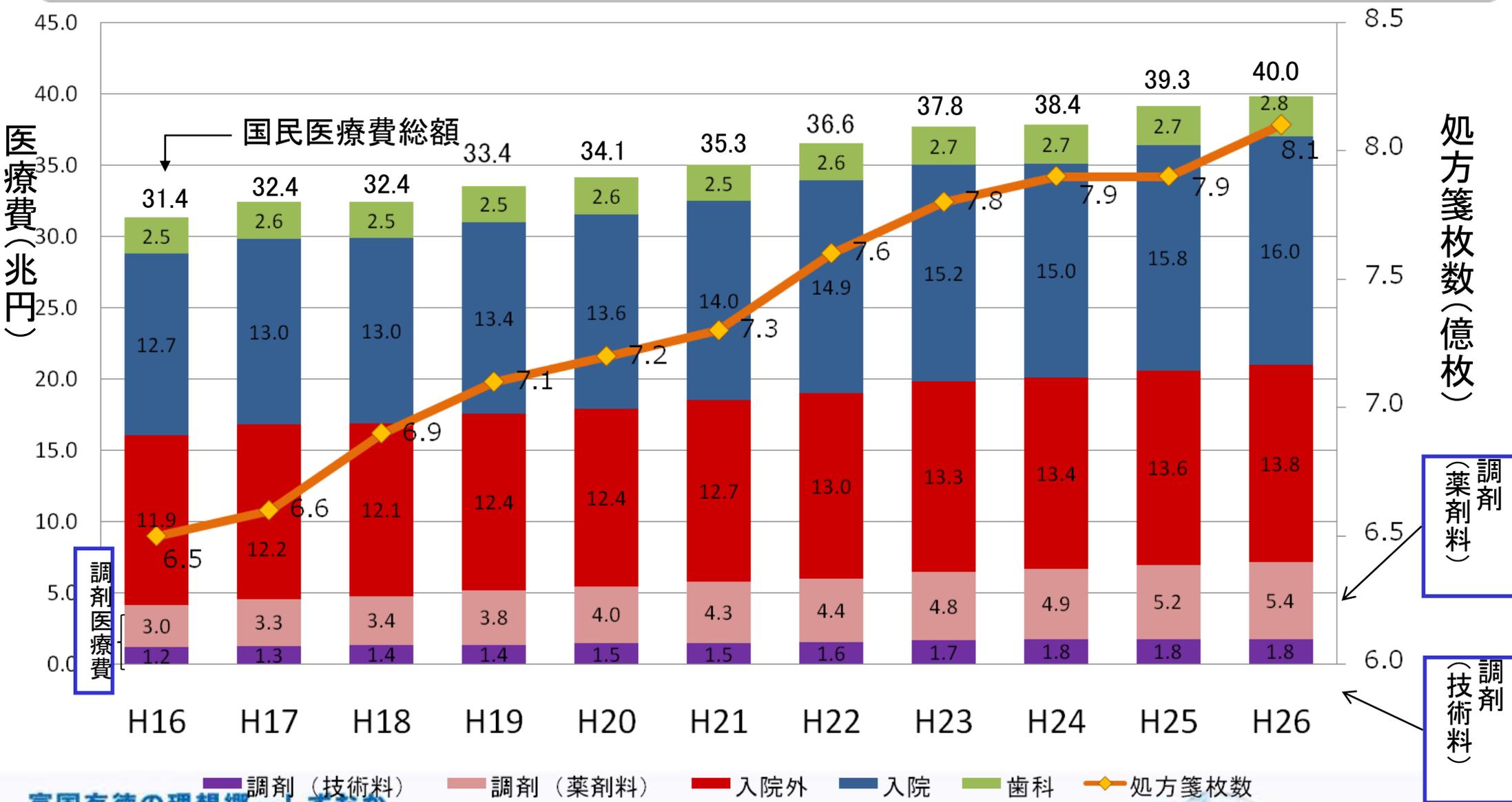


医薬分業率(処方箋受取率)の年次推移



医療費と調剤医療費の推移

調剤医療費の伸びの大部分は薬剤料。これには、院外処方への切替えにより、入院外に計上されていた薬剤料が調剤医療費に振り替わった分が含まれている。



患者本位の医薬分業にします

現状

- 薬による治療の安全などのため医薬分業を推進してきたけれど…
- 病院外の薬局は費用が高いが、その分の効果を実感できない。
- 病院と薬局の間に公道等が必要とされ、高齢者・車いすの方に不便。

規制改革の内容

コストとメリット

- 薬局のサービスの費用を、利用者が効果を実感できる仕組みに改めます。
- サービスと価格の表示を改め、薬局を選びやすくします。

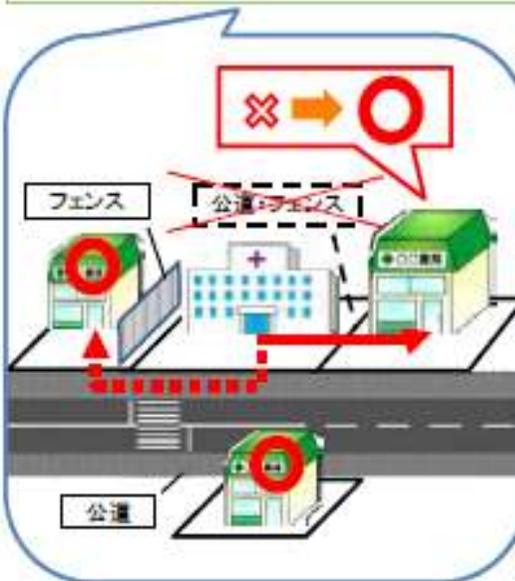
患者の利便性

- 薬局と医療機関の間の公道・フェンスの設置を不要にし、患者の利便性を高めます。

調剤は、
〇〇円です。

服薬指導
は、〇〇円
です。

自分に合った薬局や
サービスを選びやすく
なっていていいわね。



4. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

〔Ⅲ〕 社会保障

（薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革：続き）

かかりつけ薬局の推進のため、薬局全体の改革について検討するとともに、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や医師との連携による地域包括ケアへの参画を目指す。平成28年度診療報酬改定において、調剤報酬について、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証した上で、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化を行い、患者本位の医薬分業の実現に向けた見直しを行う。

診療報酬については、保険医療費が国民負担によって成り立つものであることを踏まえ、改定に当たっては、前回改定の効果・保険医療費への影響の検証を行いその結果を踏まえるとともに、改定の水準や内容について国民に分かりやすい形で説明する。

「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」について

【目的】

日本再興戦略 改訂2014—未来への挑戦— 平成26年6月24日

2015年度に「薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進」と「充実した相談体制や設備などを有する薬局を住民に公表する仕組みの検討」が明記。

→ これを踏まえ、健康情報拠点薬局（仮称）の定義、基準、公表の仕組み、名称について検討。

【構成員】

安藤 高朗	公益社団法人全日本病院協会 副会長
佐藤 好美	産経新聞社 編集局論説委員・文化部編集委員
中板 育美	公益社団法人日本看護協会 常任理事
○西島 正弘	昭和薬科大学 学長
新田 國夫	日本在宅ヘルスケアアライアンス 議長
野口 かほる	東京都福祉保健局健康安全部薬務課 課長（全国薬務主管課長協議会常任幹事）
長谷川 洋一	名城大学薬学部 教授
羽鳥 裕	公益社団法人日本医師会 常任理事
二塚 安子	一般社団法人日本保険薬局協会 常務理事
三好 昇	北海道 江別市長
森 昌平	公益社団法人日本薬剤師会 副会長
山口 育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長

○:座長

【開催実績】

➤ 平成27年6月～9月に計6回開催



健康サポート薬局

- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、
- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局

※「積極的な支援」とは

- ① 医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言
- ② 地域住民の身近な存在として健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、適切な専門職種や関係機関に紹介
- ③ 率先して地域住民の健康サポートを実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援も実施

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

- ① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 24時間対応、在宅対応
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

健康サポート機能

- ① 地域における連携体制の構築
- ② 薬剤師の資質確保
- ③ 薬局の設備
- ④ 薬局における表示
- ⑤ 要指導医薬品等の取扱い
- ⑥ 開局時間
- ⑦ 健康相談・健康サポート

健康サポート薬局の概要

健康サポート薬局とは、

- **かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能**を有し、
- 地域住民による主体的な**健康の維持・増進**を**積極的に支援**する薬局

【「積極的な支援」とは】

- ① **医薬品**や健康食品等の**安全かつ適正な使用**に関する助言
- ② 地域住民の身近な存在として**健康の維持・増進に関する相談**を幅広く受け付け、**適切な専門職種や関係機関に紹介**
- ③ 率先して**地域住民の健康サポートを実施**し、**地域の薬局への情報発信、取組支援**も実施

健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

- ・ 受診勧奨
- ・ 連携機関の紹介
- ・ 地域における連携体制の構築とリストの作成
- ・ 連携機関に対する紹介文書
- ・ 関連団体等との連携及び協力

健康サポートの取組

- ・ 健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成
- ・ 健康サポートに関する具体的な取組の実施
- ・ 健康サポートに関する取組の周知
- ・ 健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布

服薬情報の一元的・継続的把握

- ・ かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
- ・ 服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
- ・ 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ
- ・ お薬手帳の活用
- ・ かかりつけ薬剤師・薬局の普及

健康サポート薬局に係る研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐

要指導医薬品等、介護用品等の取扱い

- ・ 要指導医薬品等の取扱い
- ・ 専門的知識に基づく説明

薬局の設備

- ・ 個人情報に配慮したパーテーション等の相談窓口の設置

健康サポート薬局であることの薬局の外側と内側における表示

開局時間

- ・ 薬局として平日連続した開局。土日を含めた開局

24時間対応・在宅対応

- ・ 24時間対応
- ・ 在宅患者の薬学的管理及び指導の実績

医療機関等との連携

- ・ 疑義照会等
- ・ 受診勧奨
- ・ 医師以外の多職種との連携

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

地域包括ケアシステムにおける地域住民の身近な健康の相談相手

健康サポート薬局への期待（検討会報告書より）

- 健康サポート薬局は、その薬局だけですべての相談対応や支援を完結させるものではなく、地域住民の健康を支援するその役割を担う一機関であり、薬局で対応できない場合には、多職種や関係機関につなぐ機能が重要であることは言うまでもない。
- また、健康サポート薬局であること、その基準を満たすこと自体が目的化するようなことはあってはならず、地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に貢献していくためには、健康サポート薬局には、安心して立ち寄りやすい身近な存在として、地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携して、地域住民の相談役の一つとしての役割を果たすことが求められている。
- 今回のとりまとめを受けて、平成27年度の健康サポート薬局の公表制度の創設に向けて更に検討が進められることとなるが、地域住民に寄り添い、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を果たした上で、健康サポート薬局の仕組みが適切に運用されていくよう、国・自治体・医薬関係者を始めとする関係者の真摯な取組を期待したい。

健康サポート薬局関係法令改正、通知等

1	「患者のための薬局ビジョン」の策定について	平成27年10月23日薬生総発1023第3号	薬局ビジョン
2	お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について	平成27年11月27日薬生総発1127第4号	手帳通知
3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	平成28年厚生労働省令第19号	改正省令
4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準	平成28年厚生労働省告示第29号	基準告示
5	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について	平成28年2月12日薬生発0212第5号	施行通知
6	健康サポート薬局に係る研修実施要綱について	平成28年2月12日薬生発0212第8号	研修通知
7	健康サポート薬局に係る研修の第三者確認の実施機関について	平成28年3月15日薬生総発0315第1号	研修第三者確認通知
8	健康サポート薬局である旨の表示に係る届出の事務取扱いについて<県通知>	平成28年9月28日付け衛薬第634号	事務取扱通知
9	静岡県薬局機能情報提供制度実施要領の一部改正について<県通知>	平成28年9月30日付け衛薬第594号	薬局機能情報実施要領

静岡県 / 健康サポート薬局

https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-530/yakujikik.

携帯向けページ Other language 音声読み上げ 文字サイズ・色合いの変更 ふりがな表示

組織(部署)から探す リンク集 サイトマップ

ホーム 暮らし・環境 **健康・福祉** 教育・文化 産業・雇用 交流・まちづくり 県政情報

サイト内検索 Google™ カスタム検索 検索 検索の仕方

事 > 薬事課のページ > 健康サポート薬局

更新日:平成29年2月16日

健康サポート薬局

1. 薬剤師・薬局に相談してみよう

普段の体調の不安や薬の疑問について気軽に相談できる「かかりつけ」として、薬剤師・薬局を活用してみませんか。

少子高齢化に伴い、地域全体で関係機関が連携し、病気の予防や健康サポートを担っていく体制(地域包括ケアシステム)の整備が必要となってきたり、身近な薬局や薬剤師をかかりつけとして活用することが注目されています。

薬局では、処方箋調剤のほか、処方箋がなくても気軽に健康相談やアドバイスを受けたり、在宅療養中に自宅で薬の説明を受けたりするなど、健康について幅広くサポートしてもらえます。

静岡県薬剤師会の協力により、各薬局では相談窓口を設置し、「健康支援」「健康相談応答」などを行っています。

「健康サポート薬局」である旨の表示を

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-530/yakujikikaku/kenkosupport.html>

薬局ホームページからのリンク可(連絡不要)

下にスクロールすると通知も掲載

	標題	キーワード
1	「患者のための薬局ビジョン」の策定について(PDF:53KB) (平成27年10月23日付け薬生総発1023第3号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知) 「患者のための薬局ビジョン」(PDF:818KB) 「患者のための薬局ビジョン」概要(PDF:2,503KB) 「患者のための薬局ビジョン」参考資料(PDF:1,377KB)	薬局ビジョン
2	お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について(PDF:267KB) (平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)	お薬手帳
3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(PDF:171KB) (平成28年2月12日付け平成28年厚生労働省令第19号)	改正省令
4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準(PDF:316KB) (平成28年2月12日付け平成28年厚生労働省告示第29号)	基準告示
5	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について(PDF:355KB) (平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)	施行通知
6	健康サポート薬局に係る研修実施要綱について(PDF:193KB) (平成28年2月12日付け薬生発0212第8号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)	研修

https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-530/yakujikikaku/kenkosupport_todokede.html

健康サポート薬局である旨の表示に係る届出について(薬局関係者向け)

組織(部署)から探す | ログイン | リイテムツ

ホーム | くらし・環境 | 健康・福祉 | 教育・文化 | 産業・雇用 | 交流・まちづくり | 県政情報

サイト内検索 Google®カスタム検索 [検索の仕方](#)

[薬事課のページ](#) > [健康サポート薬局](#) > 健康サポート薬局である旨の表示に係る届出

更新日:平成28年9月29日

健康サポート薬局である旨の表示に係る届出について(薬局関係者向け)

1.健康サポート薬局

平成27年9月に取りまとめられた「健康サポート薬局のあり方について」の内容を踏まえ、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する(健康サポート)機能を備えた「健康サポート薬局」の基準(平成28年厚生労働省告示第29号)及びその基準に適合する場合における健康サポート薬局である旨の表示及び公表のルールが定められました。



2.改正の概要(平成28年厚生労働省令第19号)

本日のトピック

1. 患者のための薬局ビジョン
2. 薬局ビジョン、健康サポート薬局の背景
- 3. 健康サポート薬局の手続き**
4. かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能
5. 健康サポート機能



規則第15条の1 薬局開設者は、健康サポート薬局である旨を表示するときは、その薬局を、第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものとしなければならない。

規則第16条の2 法第10条第2項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。【あらかじめ行う変更届】

第4項 当該薬局において新たに健康サポート薬局である旨を表示しようとする場合にあっては、第2項の届書には、当該薬局が、第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えなければならない。

健康サポート薬局である旨の表示を
することとなった

法第8条の2 薬局開設者は、（中略）報告した事項について変更が生じたときは、（中略）速やかに、当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。【薬局機能情報の変更報告と薬局での書面の閲覧対応】

表示をしよう！



基準に適合していることを確認

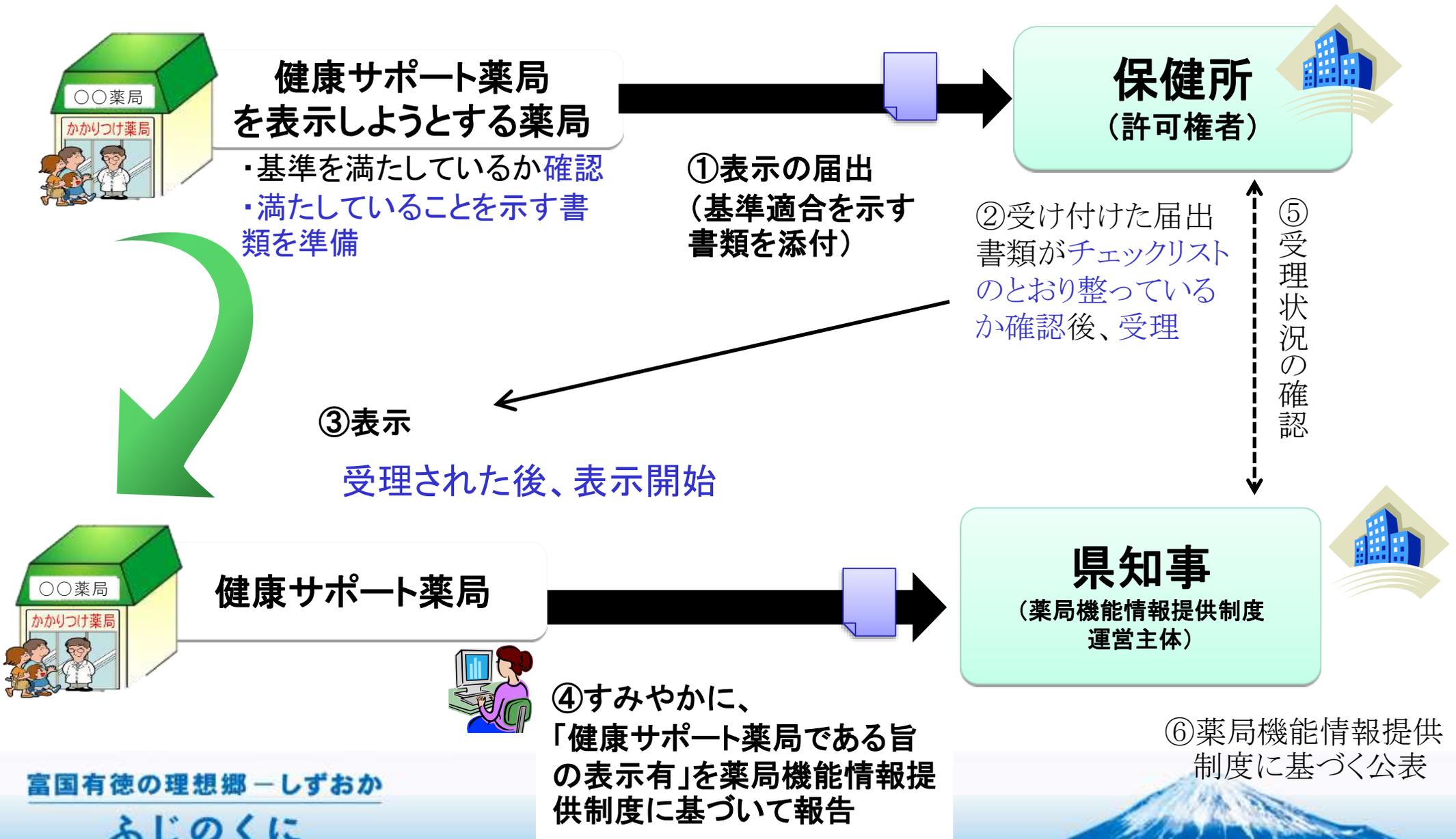
変更届を提出
〔基準に適合していることを示す(チェックリスト等)〕

受付後、受理されたら

薬局機能情報の
変更報告

健康サポート薬局の届出、公表の流れ

- 健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局は、あらかじめ都道府県知事等に届出を行う。
- 届出が受理された薬局は、健康サポート薬局の表示を行い、都道府県知事にその旨を報告する。



許可権者が県保健所（賀茂、熱海、東部、御殿場、富士、中部、西部）の薬局における届け出は「健康サポート薬局である旨の表示に係る事務取扱いについて（平成28年9月28日付け衛薬第634号静岡県健康福祉部長通知）（事務取扱通知）」により行います。

※静岡市、浜松市の薬局においては、各許可権者に御確認ください。

以降、本日の届出に関する説明は、県保健所への手続きについての説明です。

【提出書類】

・変更届（規則様式第6）

薬剤師変更等に用いる変更届様式と同じ

・チェックリスト

（事務取扱通知の別添1（施行通知別紙1を改変））

・チェックリストに記載されている書類

（提出書類の確認を迅速に行い、受理するため、チェックリストの番号を各書類の右上等に記載してください。

チェックリストで求められている事項が各書類のどの部分に記載されているのか確認できるよう、各書類の中に明示いただくと助かります。）



届出書添付書類

		記載場所	施行通知	備考
健康サポート機能	オ 以下のような場合に受診勧奨すること。 ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。 ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。		p14-15:(6)①	<input type="checkbox"/>
	カ 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。		p15:(6)②	<input type="checkbox"/>
	9 以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関先のリスト ・地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。 ・医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等）が記入できる様式であること。		p10-11:(2)③	<input type="checkbox"/>
	10 以下の内容を記載できる紹介文書 ・紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書を記載した年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報、薬剤師から見た紹介理由、その他特筆すべき事項		p11-12:(2)④	<input type="checkbox"/>
	11 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料（事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの）		p12:(2)⑤	<input type="checkbox"/>
	12 健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及びその写し並びに勤務体制が確認できる資料		p13:(3)⑥	<input type="checkbox"/>
	13 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料		p13:(4)②	<input type="checkbox"/>
	14 薬局の外側に掲示予定のもの（健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨）が確認できる資料		p13-14:(5)①	<input type="checkbox"/>
	15 薬局の中で掲示予定のもの（実施している健康サポートの具体的な内容）が確認できる資料		p14:(5)②	<input type="checkbox"/>
	16 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト（別添2）		p14-15:(6)①	<input type="checkbox"/>
	17 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト（別添3）		p14-15:(6)①	<input type="checkbox"/>
	18 開店している営業日、開店時間を記載した文書		p16:(8)①	<input type="checkbox"/>
	19 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に		p16:(8)②	<input type="checkbox"/>
	20 積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料（取組の概		p16-17:(8)③	<input type="checkbox"/>
	21 薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料（		p17:(8)④	<input type="checkbox"/>
	22 国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポ			<input type="checkbox"/>

書類(内容)が整っていることを確認したらチェックを入れてください



1 省令手順書、8 健康サポート業務手順書とは

届出書添付書類	記載場所	施行通知	備考
1 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した省令手順書 ア 患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと イ 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録すること。 ウ 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。その実施を薬剤服用歴に記録すること。 エ 患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。その実施を薬剤服用歴に記録すること。 オ 患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。その実施を薬剤服用歴に記録すること。 カ 毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。その実施を薬剤服用歴に記録すること。 キ 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。 ク お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること（医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等） コ お薬手帳の複数冊所有者に対し、お薬手帳の集約に努めること。 ク 薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。その実施を薬剤服用歴に記録すること。 サ 開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。その実施を薬剤服用歴に記録すること。 シ 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。その実施を薬剤服用歴に記録すること。	p4-5:(1)① p4-5:(1)① p5:(1)① p5:(1)② p5-6:(1)① p5-6:(1)②		<input type="checkbox"/>
2 当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表	p4-5:(1)①		<input type="checkbox"/>
3 お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料	p6-7:(1)①		<input type="checkbox"/>
4 かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料	p7-8:(1)①		<input type="checkbox"/>
5 当該薬局薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書	p8:(1)①		<input type="checkbox"/>
6 直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類	p8:(1)①		<input type="checkbox"/>
7 医療機関に対して情報提供するための文書様式	p8-9:(1)①		<input type="checkbox"/>
8 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した健康サポート業務手順書 ア 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行うこと。 イ 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡し、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。 ウ 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。 エ 上記ア〜ウに基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。	p9-10:(2)① p9-10:(2)②		<input type="checkbox"/>
	p10:(2)②		<input type="checkbox"/>
	p11-12:(2)①		<input type="checkbox"/>

届出書添付書類	記載場所	施行通知	備考
オ 以下のような場合に受診勧奨すること。 ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。 カ 要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。 イ 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき適切な対応すること。		p14-15:(6)①	<input type="checkbox"/>
9 以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関先のリスト ・地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。 ・医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等）が記入できる様式であること。		p10-11:(2)②	<input type="checkbox"/>
10 以下の内容を記載できる紹介文書 ・紹介に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書を記載した年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び相談内容に関する使用薬剤等がある場合にはその情報、薬剤師から見た紹介理由、その他特筆すべき事項		p11-12:(2)①	<input type="checkbox"/>
11 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料（事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの）		p12:(2)②	<input type="checkbox"/>
12 健康サポート薬局に係る研修の研修終了証及びその写し並びに勤務体制が確認できる資料		p13:(3)①	<input type="checkbox"/>
13 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料		p12:(4)①	<input type="checkbox"/>
14 薬局内外欄に掲示予定のもの（健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的にやっている旨）が確認できる資料		p13-14:(5)①	<input type="checkbox"/>
15 薬局の中で掲示予定のもの（実施している健康サポートの具体的な内容）が確認できる資料		p14:(5)②	<input type="checkbox"/>
16 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト（別添2）		p14-15:(6)①	<input type="checkbox"/>
17 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト（別添3）		p14-15:(6)①	<input type="checkbox"/>
18 開店している営業日、開店時間を記載した文書		p16-16:(7)①	<input type="checkbox"/>
19 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料		p16:(8)①	<input type="checkbox"/>
20 積極的な健康サポートの取組の実績が確認できる資料（取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの）		p16:(8)②	<input type="checkbox"/>
21 薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料（取組の概要等が分かるもの）		p16-17:(8)①	<input type="checkbox"/>
22 国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料		p17:(8)②	<input type="checkbox"/>

省令手順書とは、薬局が医薬品の安全使用及び情報提供のために、実施しなければならないこととされている省令(体制省令第1条第2項第3号)に規定される手順書。
現在使用している手順書を改訂する。

健康サポート業務手順書とは、健康サポートを実施する上での業務に係る手順を明確にすることとし、当該薬局の業務実態を踏まえて、健康サポートを実施する上での業務に係る手順書。
省令手順書の中に記載しても良い。

省令手順書とは

体制省令第1条（薬局の業務を行う体制） 第1項

第12号 調剤の業務に係る医療の安全を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。

第13号 法第九条の三第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。

第14号 医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、法第三十六条の四第一項及び第四項並びに第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、

第三項及び第五項の規定による情報の提供その他の医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う薬局にあつては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。

第2項 前項第12号から第14号までに掲げる薬局開設者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 医薬品の使用に係る安全な管理（以下「医薬品の安全使用」という。）のための責任者の設置
- 二 従事者から薬局開設者への事故報告の体制の整備

三 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施

省令手順書

四 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のために必要となる情報の収集その他調剤の業務に係る医療の安全及び適正な管理並びに医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理の確保を目的とした改善のための方策の実施

省令手順書の経緯等

平成19年 医療安全の確保措置の規定追加（規則第12条の2第1項）

指針、手順書の作成（いわゆる安全管理指針、手順書）

参考）日本薬剤師会（平成19年3月）

「薬局における医療安全管理指針のモデル及び『医薬品の安全使用のための業務手順書』作成マニュアル（薬局編）」

平成21年 情報提供等関係を加え体制省令へ移行
（体制省令第1条第10号～12号、第2項）

指針、手順書の改訂（情報提供等について追記）平成24年5月まで

参考）日本薬剤師会平成22年3月

「調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等のための業務に関する指針・業務手順書の作成にあたって」

※平成19年3月のマニュアルとは別途作成する例を記載している（一部重複項目の対応あり）

平成26年 指導等（調剤された医薬品、要指導医薬品等）の追加
（体制省令第1条第10号～12号、第2項）

指針、手順書の改訂（指導等法改正対応）平成26年6月

※法律名変更（平成26年11月）

- ・薬局にあった内容となっていますか
- ・手順に沿った業務を行っていますか
- ・行っていない場合はどうしていますか（どうするか決めていますか）
- ・適宜見直しをしていますか（定期的、随時（事件発生時等））

日本薬剤師会モデルの項目（省令手順書）

	医療安全管理	情報提供 <small>☆既に重複している項目</small>
指針	1-1. 基本理念 ☆、1-2. 用語の定義 2. 医薬品安全管理責任者の設置 3. 自己報告に関する体制整備 4. 手順書の作成及び手順書に基づく業務の実施 ☆ 5. 医薬品の安全使用のために必要な情報の収集 6. 患者からの相談への対応 7. 従業者に対する研修の実施 8. その他医療の安全確保を目的とした改善のための方策の実施 9. 本指針の取扱い ☆	1. 基本理念 ☆ 2. 業務手順書の作成及び業務手順書に基づく業務の実施 ☆ 3. 本指針の取扱い ☆
手順書	1. 医薬品の採用 ☆ 2. 医薬品の購入 ☆ 3. 調剤室における医薬品の管理 ☆ 4. 患者への医薬品使用 ☆ 5. 在宅患者への医薬品使用 ☆ 6. 医薬品情報の収集・管理・提供 ☆ 7. 他施設との連携 8. 事故発生時の対応 9. 教育・研修 ☆	1. 医薬品の採用 ☆ 2. 医薬品の購入 ☆ 3. 陳列及び保管管理 ☆ 4. 情報提供する場所（情報提供場所） 5. 情報の提供 ☆ 6. 販売時の対応 ☆ 7. 販売後の対応 ☆ 8. 医薬品情報等の収集と活用 ☆ 9. 従事者に対する教育・研修 ☆ 10. 手順書の見直しについて

省令手順書作成のポイント

手順書のうしろに単に加えるのではなく、それぞれの項目について基準を踏まえて修正する。
 省令手順書が医療安全管理と情報提供に分かれている場合は、修正を行ったうえで、両手順書に記載した事項が整合が取れているか確認をしてください。

これを機に、薬局業務を振り返り、省令手順書の1本化もおススメします。

省令手順書とは

体制省令第1条（薬局の業務を行う体制） 第1項

第12号 調剤の業務に係る医療の安全を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。

第13号 法第九条の三第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。

第14号 医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、法第三十六条の四第一項及び第四項並びに第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項の規定による情報の提供その他の医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う薬局にあつては、特定販売に関する研修を含む。）の実施その他必要な措置が講じられていること。

第2項 **前項第12号から第14号までに掲げる薬局開設者が講じなければならない措置**には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 医薬品の使用に係る安全な管理（以下「医薬品の安全使用」という。）のための責任者の設置
- 二 従事者から薬局開設者への事故報告の体制の整備
- 三 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施
- 四 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のために必要となる情報の収集その他調剤の業務に係る医療の安全及び適正な管理並びに医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理の確保を目的とした改善のための方策の実施

本日のトピック

1. 患者のための薬局ビジョン
2. 薬局ビジョン、健康サポート薬局の背景
3. 健康サポート薬局の手続き
4. **かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能**
5. 健康サポート機能



かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

- ① かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制
 - ② 服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載
 - ③ 懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ
 - ④ お薬手帳の活用
 - ⑤ かかりつけ薬剤師・薬局の普及
 - ⑥ 24時間対応
 - ⑦ 在宅対応
 - ⑧ 疑義照会等
 - ⑨ 受診勧奨
 - ⑩ 医師以外の多職種との連携
- } 健康サポート機能と合わせて記載



薬局再編の全体像

～ 立地 から 機能 へ～

現状

57,000薬局あるが、門前中心に
医薬分業のメリットを実感しにくいとの声

面分業

様々な医療機関からの
処方箋を受付

特定の診療所からの
処方箋を受付

特定の病院からの
処方箋を受付

診療所門前

中小病院門前

大病院門前

門前薬局を含め、すべての薬局が
かかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す

2025年まで

すべての薬局を
「かかりつけ薬局」へ

かかりつけ薬局

- ・ **ICTを活用**し、服薬情報の一元的・継続的把握
- ・ 24時間対応・在宅対応
- ・ 医療機関をはじめとする関係機関との連携

- ・ **健康サポート機能**
(地域住民による主体的な健康の維持・増進の支援)

※ **健康サポート薬局**として活動
(日常生活圏域ごとに必要数確保)

- ・ **高度薬学管理機能**
(抗がん剤等の薬学的管理)

2035年 まで

○ 団塊の世代が要介護状態の方が
多い85歳以上に到達

○ 一般的な外来受診はかかりつけ医が基本となる

立地も地域へ

既に地域に立地

建替え時期等を契機に立地を地域へ移行

日常生活圏域でのかかりつけ機能の発揮

かかりつけ薬局としての基本的機能①

かかりつけ薬剤師選択のための業務運営体制(基準告示-I関係)

患者が当該薬局においてかかりつけ薬剤師を適切に選択することができるような業務運営体制を整備していること。

全てに記載されています

この記載は簡略化されているので、告示、通知を必ず確認してください

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した省令手順書

- ・ 薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うかかりつけ薬剤師を患者が選択可能とすること
- ・ 当該かかりつけ薬剤師がその患者に薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。
- ・ 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師を薬剤服用歴に記録すること。

⇒県チェックリスト1-ア

⇒県チェックリスト1-イ

(かかりつけ薬剤師を選択した患者に提示する)

当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表

⇒県チェックリスト2

- ・ 健康サポートのかかりつけ薬剤師
≠調剤報酬上のかかりつけ薬剤師
- ・ かかりつけ薬剤師は研修修了薬剤師
以外でもOKです

- ・ かかりつけ薬剤師を選択した患者に、かかりつけ薬剤師の勤務状況を容易に把握できるよう提示するもの
- ・ 週によって勤務時間が変わる場合は、わかるよう示す。
- ・ 患者さんがわかりやすいもの、安心できるようにするにはどうするのがよいでしょう？
- ・ チェックリスト2,12,18の資料は兼ねても差し支えない。

これは薬局に行って初めてかかりつけの薬剤師さんが今日休みだとわかるのでは困るので、ホームページに勤務表を載せるなど、薬局に入る前にあらかじめ患者さんがわかるようにしてほしいと思います。できることならば病院とか診療所で、主治医の出勤日にあわせてかかりつけ薬剤師がその薬局に勤務していて欲しいです。薬局に行く前にわかるような仕組みをつくっていただけたらと思います(検討会議事録)。

かかりつけ薬局としての基本的機能②

服薬情報の一元的・継続的把握の取組と薬剤服用歴への記載

(基準告示一の口関係)

患者が受診している全ての医療機関を把握し、要指導医薬品及び一般用医薬品(以下「要指導医薬品等」という。)を含めた医薬品を服用している情報等を一元的かつ継続的に把握するよう取組み、薬剤服用歴の記録を適切に行うこと。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**

ア 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。

⇒県チェックリスト1-ウ

イ 患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。

⇒県チェックリスト1-エ

ウ 上記アイの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。

⇒県チェックリスト1-ウ、エ

留意事項)

・かかりつけ薬剤師を選択した患者以外にも行う事項

薬局が行うための手順書なので
「患者が現在受診している医療
機関を全て把握するよう取り組
むこと。」
ってならないですよね？

かかりつけ薬局としての基本的機能③

懇切丁寧な服薬指導及び副作用等のフォローアップ(基準告示一のハ関係)

残薬管理及び確実な服用につながる指導を含め、懇切丁寧な服薬指導及び副作用等の状況把握を実施するよう取り組むこと。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**

- ア 患者等から残薬の状況を確認するよう取り組むこと。当該残薬を確認した上で、新たに調剤する当該医薬品の量を減量する等、残薬を解消するよう取り組むこと。残薬発生の原因を聴取し、患者への服薬指導や医師へ疑義照会の上、薬剤の変更を行う等のその対処に取り組むこと。 →県チェックリスト1-オ
- イ 毎回、患者に服薬状況や体調変化(特に重大な副作用のおそれがある医薬品は自覚症状)を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。 →県チェックリスト1-カ
- ウ 上記アイの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。 →県チェックリスト1-オ、カ

取組例

残薬確認の取組例

患者に対し、残薬バッグ(ブラウンバッグ)を配布し、残薬を確認すること。

積極的な副作用等のフォローアップの取組例

- ア 定期的に患者の副作用の発現状況の確認等を行うため、処方内容を分割して調剤すること。
- イ 調剤された薬剤の服薬期間中に患者に電話をする等により、患者の服薬状況や体調変化等を確認すること

どう取り組みますか？
薬局として取組、対応できる
ようにしていますか

かかりつけ薬局としての基本的機能④

お薬手帳の活用(基準告示一の二関係)

患者に対し、お薬手帳の意義及び役割を説明した上で、その活用を促していること及び一人の患者が複数のお薬手帳を所持している場合には、当該お薬手帳の集約に努めること。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した省令手順書

ア 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。

⇒県チェックリスト1-キ

イ お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること(医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等)。

⇒県チェックリスト1-ク

ウ お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること。

⇒県チェックリスト1-ケ

お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料

⇒県チェックリスト3

施行通知、手帳通知を踏まえた資料になっていきますか？

手帳通知を殆どそのまま記載したような配布資料は患者さんにとってわかりやすいですか？

タブレット端末等を用いる場合は、説明画面の印刷物を提出してください。(以下同じ)

お薬手帳の意義、役割

お薬手帳は、利用者本人のものであり、次の意義及び役割があること。

1 利用者自身が、自分の服用している医薬品について把握するとともに正しく理解し、服用した時に気付いた副作用や薬の効果等の体の変化や服用したかどうか等を記録することで、医薬品に対する意識を高めること。

2 複数の医療機関を受診する際及び薬局にて調剤を行う際に、利用者がそれぞれの医療機関の医師及び薬局の薬剤師等にお薬手帳を提示することにより、相互作用や重複投与を防ぎ、医薬品のより安全で有効な薬物療法につなげること。

かかりつけ薬局としての基本的機能⑤

かかりつけ薬剤師・薬局の普及(基準告示一の木関係)

かかりつけ薬剤師・薬局を持たない患者に対し、薬剤師が調剤及び医薬品の供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶよう促していること。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**

ア. 薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。

イ. 上記アの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。

⇒県チェックリスト1-コ

かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料

⇒県チェックリスト4

薬局ビジョン、施行通知を踏まえた説明ができるようになっていきますか？

【その他留意事項】

- ・ 患者がかかりつけ薬剤師を持っている場合は、次回もかかりつけ薬剤師の薬局を利用してもらえるよう伝えること。
- ・ 自局以外をかかりつけ薬局としている患者に薬剤を交付することになった場合は、かかりつけ薬剤師・薬局による服薬情報の一元的かつ継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導の実施に、適切に協力することが望ましいこと。

(参考) かかりつけ薬局としての基本的機能⑤

かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割(施行通知)

- 患者の薬剤服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報等を一元的かつ継続的に把握し、次のような処方内容のチェックを受けられる。
 - 複数診療科を受診した場合でも、多剤・重複投薬等や相互作用が防止される。
 - 薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けられる。
- 在宅で療養する場合も、行き届いた薬学的管理及び指導が受けられる。
- 過去の服薬情報等が分かる薬剤師が相談に乗ってくれる。また、薬について不安なことがあれば、いつでも電話等で相談できる。
- 丁寧な説明により、薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止される。これにより、残薬が解消される。

かかりつけ薬局としての基本的機能⑥

24時間対応(基準告示への関係)

開店時間外であっても、かかりつけ薬剤師が患者からの相談等に対応する体制を整備していること。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**

- ア 開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。これらの対応には、開店時間外に必要な応じ調剤を行うことも含む。
- イ 上記アの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。

⇒県チェックリスト1-サ

当該薬局の薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書

⇒県チェックリスト5

全ての患者等が対象です。
かかりつけ薬剤師を選択した患者さん用になっていませんか？
24時間対応をしていることがわかるよう明示しましょう。

どんな体制をとっていますか？
体制を含めて対応方法を手順書に記載してください。
他薬局との連携体制をとっている場合はその体制もわかるようきさいしましょう。

かかりつけ薬局としての基本的機能⑦

在宅対応(基準告示への関係)

過去一年間に在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績があること。

届出添付書類

直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類
⇒県チェックリスト6

個人情報は見えないようマスクしてください。(薬局業務の中で個人情報保護法の取扱いには随時留意。)
提出時点から1年以内のものを1件提出してください。

かかりつけ薬局としての基本的機能⑧

疑義照会等(基準告示一の子関係)

医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の提供及びそれに基づく処方提案に適切に取り組むこと。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**省令手順書**

ア. 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。

イ. 上記アの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。

⇒県チェックリスト1-シ

医療機関に対して情報提供する際の文書様式

⇒県チェックリスト7

<記載内容例>

照会先機関情報(名称、担当医等)、薬局名、所在地、電話番号、担当薬剤師名、患者情報(氏名、住所、性別、生年月日、内容(副作用その他の服薬情報及びそれに基づく処方提案等)

※服薬情報等提供料に係る様式でも差し支えない。

ここでいう疑義照会は、広く考えられていることに留意し、薬局の体制づくりをしてください。

【その他留意事項】

- 副作用その他の服薬情報の情報提供とは、患者が薬剤の用法及び用量に従って服薬しているか否かに関する状況のほか服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えに関する情報を医療機関へ提供することをいうこと。患者に自覚症状がある場合には、当該自覚症状が薬剤の副作用によるものか否かに関する分析結果も含めて情報提供すること。
- 医薬品の安全性等の情報について、例えば、PMDAメディナビを活用することにより、最新情報を入手するよう努めること。

本日のトピック

1. 患者のための薬局ビジョン
2. 薬局ビジョン、健康サポート薬局の背景
3. 健康サポート薬局の手続き
4. かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能
5. 健康サポート機能



薬局再編の全体像

～ 立地 から 機能 へ～

現状

57,000薬局あるが、門前中心に
医薬分業のメリットを実感しにくいとの声

面分業

様々な医療機関からの
処方箋を受付

特定の診療所からの
処方箋を受付

特定の病院からの
処方箋を受付

診療所門前

中小病院門前

大病院門前

門前薬局を含め、すべての薬局が
かかりつけ薬局としての機能を持つことを目指す

2025年まで

すべての薬局を
「かかりつけ薬局」へ

かかりつけ薬局

- ・ **ICTを活用**し、服薬情報の一元的・継続的把握
- ・ 24時間対応・在宅対応
- ・ 医療機関をはじめとする関係機関との連携

+

健康サポート機能

(地域住民による主体的な健康の維持・増進の支援)

※ **健康サポート薬局**として活動
(日常生活圏域ごとに必要数確保)

高度薬学管理機能

(抗がん剤等の薬学的管理)

2035年 まで

○ 団塊の世代が要介護状態の方が多い85歳以上に到達

○ 一般的な外来受診はかかりつけ医が基本となる

立地も地域へ

既に地域に立地

建替え時期等を契機に立地を地域へ移行

日常生活圏域でのかかりつけ機能の発揮

健康サポート機能

- ①健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築
 - ①-1 受診勧奨
 - ①-2 連携機関の紹介
 - ①-3 地域における連携体制の構築とリストの作成
 - ①-4 連携機関に対する紹介文書
 - ①-5 関連団体等との連携及び協力
- ②健康サポート薬局に係る研修を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師の常駐
- ③個人情報に配慮した相談窓口
- ④薬局の外側と内側における表示
- ⑤要指導医薬品等、介護用品等の取扱い
 - ⑤-1 要指導医薬品等の取扱い
 - ⑤-2 専門的知識に基づく説明
- ⑥開店時間
- ⑦健康サポートの取組
 - ⑦-1 健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成
 - ⑦-2 健康サポートに関する具体的な取組の実施
 - ⑦-3 健康サポートに関する取組の発信
 - ⑦-4 健康の保持増進に関するポスター掲示、パンフレット配布

健康サポート機能①ー1

受診勧奨(基準告示二のイ関係)

利用者から要指導医薬品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、利用者の了解を得た上で、かかりつけ医と連携して状況を確認するなど受診勧奨に適切に取り組むこと

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**健康サポート業務手順書**

ア. 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。 ⇒県チェックリスト8-ア

イ. 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。 ⇒県チェックリスト8-イ

受診勧奨を適切に、円滑に行える体制となっていますか。

健康サポート業務手順書は、省令手順書に纏めて作成しても構いません。

健康サポート機能①ー2

連携機関の紹介(基準告示二のロ関係)

利用者からの健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他行政機関並びに介護予防サービス及び日常生活支援総合事業の実施者その他の連携機関への紹介に取り組むこと。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**健康サポート業務手順書**

ア. 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと

⇒県チェックリスト8-ウ

誰に何処をどのように紹介しますか？
薬局で行う取組について、
どんな機関がどんな取組をしているのか、照会
先、紹介方法等整理して記載してください。

取組例

- ア 特定健診及びがん検診等の健診を受けていない薬局利用者への保険者や市区町村の相談窓口の紹介
- イ 肝炎等の特定の疾患に対する公費負担の相談について、都道府県又は市区町村の相談窓口の紹介
- ウ 介護サービスに対する相談について、市区町村の相談窓口や地域包括支援センターの紹介
- エ 認知症の疑いがある場合について、かかりつけ医への受診勧奨や地域包括支援センター等の紹介

健康サポート機能①ー3

地域における連携体制の構築とリストの作成(基準告示二のハ関係)

地域の一定範囲内で、医療機関その他の連携機関とあらかじめ連携体制を構築した上で、連絡先及び紹介先の一覧表を作成していること。

届出添付書類

医療機関その他の連携機関先のリスト

ア 地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。

イ 医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先(電話番号、担当者名等)が記入できる様式であること
⇒県チェックリスト9

ウ 当該リストには、連携機関への連絡手段、紹介方法(文書の希望の有無等)等を具体的に盛り込むことが望ましいこと

・各分野の連携先について、少なくとも1か所
ずつは全ての項目を記載してください。

【その他留意事項】

- ・ 医療機関その他の連携機関に対し、あらかじめ薬局の取組内容や必要に応じて紹介等を行う旨を説明し了解を得ることにより、連携体制の構築を図ること。その際、医療機関その他の連携機関に説明を行い了解を得た記録を残しておくこと。なお、地域の職能団体を通じて了解を得るなど、医療機関その他の連携機関の負担も考慮すること。
- ・ 医療機関その他の連携機関の紹介先のリストを作成し薬局において、常に内容を確認できる体制を整備すること。また、求めに応じて当該リストを医療機関その他の連携機関に提供すること。
- ・ リストは、地域の実情に応じ、日常生活圏域(例えば中学校区)の医療機関その他の連携機関が網羅的になるよう努め、特定の医療機関その他の連携先に限定しないこと。
- ・ 医療機関その他の連携機関と地域包括ケアシステムの一員として役割を発揮するため、地域ケア会議に積極的に参加することが望ましいこと。

健康サポート機能①－4

連携機関に対する紹介文書(基準告示二の二関係)

利用者の同意が得られた場合に、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に文書(電磁的記録媒体を含む。)により提供するよう取り組むこと。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**健康サポート業務手順書**

「受診勧奨」または「連携機関の紹介」に基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。
⇒県チェックリスト8-ウ

以下の内容を記載できる紹介文書

- ・ 紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書を記載した年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報、紹介理由、その他特筆すべき事項
⇒県チェックリスト10

・基準告示二のイ、ロの両方への情報提供です

- ・各項目が記載出来るようになっていませんか？
- ・医療機関だけでなく、その他連携機関にも情報提供できる様式となっていますか

健康サポート機能①-5

関連団体等との連携及び協力(基準告示二の木関係)

地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、介護支援専門員協会その他の関連団体と連携及び協力した上で、地域の行政機関及び医師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等に積極的に参加すること。

届出添付書類

地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料(事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの) ⇒県チェックリスト11

- ・最低限、この項目は記載してください。
- ・この項目は実績として、継続的に記録をとっていくようにしてください。
- ・事業の概要としては、イベント名、主催者、対象、目的等が想定されます。
- ・参加人数としては、薬局・薬剤師が対象とした人数を記録するとよいと思われます。
- ・薬剤師の参加内容は、薬剤師がどのような活動をしたかを記載することが想定されます。

・団体等が実施、団体等に協力する以下のような一般向けの事業への参加が対象です。(団体が開催する会議、研修への出席は対象外)

事業例

- (ア)地域の職能団体による健康の保持増進の地域住民向けイベント等の開催への協力。
- (イ)学校等を通じた、児童生徒に対する医薬品の適正使用の講演等。
- (ウ)老人クラブ等を通じた、高齢者に対する医薬品の適正使用の講演等。
- (エ)地域の行政機関や関係団体等を通じた、地域住民に対する健康の保持増進に係る啓発イベント。

健康サポート機能②

常駐する薬剤師の資質(基準告示三関係)

常駐する薬剤師の資質 要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の保持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了した薬剤師が常駐していること。

届出添付書類

有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及び勤務体制が確認できる資料。

⇒県チェックリスト12

研修修了証の写しを添付(正本は届出時持参)してください。

- ・有効期限内であること
- ・研修の一部を修了した旨の証明書は提出する必要はありません
- ・受講終了確認の連絡ハガキでも届出可能です。

- ・研修修了した薬剤師が開店時間内に常時薬局にいる必要があります。(平日営業日は午前8時から午後7時までの時間帯で連続した8時間、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日に4時間を満たしている場合は、QA(その3))に示された要件下では不在が可能。※手順書に定めてください。)
- ・保健所に提出済みの開店時間や県チェックリスト2、18の資料と相違が無いか確認してください(必要に応じて変更届を提出)。
- ・チェックリスト2、18の資料と兼ねても差し支えありません。

研修修了した薬剤師が転勤等により不在になったり、有効期限が切れた場合は基準を満たさなくなるため、表示を止め、表示を行わなくなった旨の届出を提出いただく必要がありますので御留意ください。

	月	火	水	木	金	土
開店時間	8:00-19:00	8:00-19:00	8:00-19:00	8:00-19:00	8:00-19:00	8:00-14:00
研修修了薬剤師 〇〇〇〇	7:30-16:00	8:00-19:00	10:00-19:30	7:30-16:00	8:00-19:00	8:00-14:00
研修修了薬剤師 〇〇〇〇	10:00-19:30	7:30-16:00	8:00-19:00	10:00-19:30	7:30-16:00	9:00-15:00
薬剤師 〇〇〇〇	8:00-19:00	10:00-19:30	7:30-16:00	8:00-19:00	10:00-19:30	7:30-14:00

健康サポート機能③

設備(基準告示四関係)

間仕切り等で区切られた相談窓口を設置していること。

届出添付書類

個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料

⇒県チェックリスト13

相談窓口が、個室であったり、衝立、消音装置等が設置され、個人情報に配慮していることがわかるような写真を添付してください

普通に見て、入れない、横向きで対応する等相談窓口として使えないような窓口とならないよう、実際に使うことを考えて設置してください。

健康サポート機能④

表示(基準告示五イ、ロ関係)

- イ 健康サポート薬局である旨並びに要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言及び健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨を当該薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。
- ロ 当該薬局で実施している国民による主体的な健康の保持増進の支援の具体的な内容について、当該薬局において分かりやすく提示すること。

届出添付書類

薬局の外側に掲示予定のもの(健康サポート薬局である旨、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨)が確認できる資料 →県チェックリスト14

薬局の中で提示予定のもの(実施している健康サポートの具体的な内容)が確認できる資料 →県チェックリスト15

・掲示、提示は届出が受理されてから行ってください
・行政から個別に認められた薬局と誤認させるような表示(「厚生労働大臣認可」、「都道府県知事認定」)は不可(QA(その3))

薬局内での提示物には、健康相談の具体的な取組内容と実施日等(いつ、どんな取組をしているのか)具体的な内容等を記載してください。

【その他留意事項】

当該薬局のホームページ等においても実施している健康サポートの具体的な内容を紹介することが望ましいこと。薬局利用者が相談しやすいよう、薬局で掲示している薬剤師の氏名や名札等に研修修了薬剤師であることを付すことが望ましいこと。ここでいう研修修了薬剤師であることは、例えば「健康サポート薬剤師」といった記載が考えられること。

健康サポート機能⑤—1

要指導医薬品等、介護用品等の取扱い(基準告示六のイ関係)

イ 要指導医薬品等、衛生材料及び介護用品等について、利用者自らが適切に選択できるよう供給機能及び助言を行う体制を有しており、かつ、その際、かかりつけ医との適切な連携及び受診の妨げとならないよう、適正な運営を行っていること。

届出添付書類

要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト(別添2)

⇒県チェックリスト16

全薬効群を1品目以上
陳列が必要。
薬効群の誤記に注意。

衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト(別添3)。

⇒県チェックリスト17

衛生材料、介護用品から最低1品目以上
陳列が必要。
患者ニーズに応えれば複数の品目となると
思いますが

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**健康サポート業務手順書**

以下のような場合に受診勧奨すること。

- ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
- ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
- ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
- ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。
- ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。 ⇒県チェックリスト8-オ

基本的な薬効群

薬効群は、(独)医薬品医療機器総合機構の一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書検索システムで確認できます。

一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書情報：<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/otcSearch/>

- かぜ薬（内用）
- 解熱鎮痛薬
- 催眠鎮静薬
- 眠気防止薬
- 鎮うん薬（乗物酔防止薬、つわり用薬を含む。）
- 小児鎮静薬（小児五疳薬等）
- その他の精神神経用薬
- ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
- 制酸薬
- 健胃薬
- 整腸薬
- 制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの
- 胃腸鎮痛鎮けい薬
- 止瀉薬
- 瀉下薬（下剤）
- 浣腸薬
- 強心薬（センソ含有製剤等）
- 動脈硬化用薬（リノール酸、レシチン主薬製剤等）
- その他の循環器・血液用薬
- 鎮咳去痰薬
- 含嗽薬
- 内用痔疾用剤、外用痔疾用剤
- その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬
- ビタミン主薬製剤、ビタミンA主薬製剤、ビタミンD主薬製剤、ビタミンE主薬製剤、ビタミンB1主薬製剤、ビタミンB2主薬製剤、ビタミンB6主薬製剤、ビタミンC主薬製剤、ビタミンAD主薬製剤、ビタミンB2B6主薬製剤、ビタミンEC主薬製剤、ビタミンB1B6B12主薬製剤、ビタミン含有保健薬（ビタミン剤等）、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤

- その他の滋養強壮保健薬
- 婦人薬
- その他の女性用薬
- 抗ヒスタミン薬主薬製剤
- その他のアレルギー用薬
- 殺菌消毒薬（特殊絆創膏を含む）
- しもやけ・あかぎれ用薬
- 化膿性疾患用薬
- 鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬（パップ剤を含む）
- みずむし・たむし用薬
- 皮膚軟化薬（吸出しを含む）
- 毛髪用薬（発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等）
- その他の外皮用薬
- 一般点眼薬、人工涙液、洗眼薬
- 抗菌性点眼薬
- アレルギー用点眼薬
- 鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬
- 口腔咽喉薬（せき、たんを標榜しないトローチ剤を含む）
- 口内炎用薬
- 歯痛・歯槽膿漏薬
- 禁煙補助剤
- 漢方製剤、生薬製剤（他の薬効群に属さない製剤）、生薬主薬製剤
- 消毒薬
- 殺虫薬

健康サポート機能⑤－2

要指導医薬品等、介護用品等の取扱い(基準告示六の口関係)

口 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談を受けた場合には、利用者の状況並びに当該要指導医薬品等及び健康食品等の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

届出添付書類

当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した**健康サポート業務手順書**
要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。
⇒県チェックリスト8-カ

【その他留意事項】

健康食品等については、国立健康・栄養研究所のホームページ「『健康食品』の安全性・有効性情報」(<https://hfnet.nih.go.jp/>)に記載されている科学的根拠、機能性表示食品における科学的根拠等を活用することが推奨されること。



健康サポート機能⑥

開店時間(基準告示七関係)

平日の営業日において連続して開店しており、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日において一定時間開店していること。

届出添付書類

開店している営業日、開店時間を記載した文書

⇒県チェックリスト18

【その他留意事項】

地域の実情に応じて、平日の営業日には連続して開局し、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には4時間以上開局していること。

平日は、午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上開局していることが望ましいこと。

・地域の実情に応じてとは、近くの医療機関のみではなく、地域の医療機関の状況を踏まえるということ

・保健所に提出済みの開店時間や県チェックリスト2、12の資料と相違が無いか確認してください(必要に応じて変更届を提出)。
・チェックリスト2、12の資料と兼ねても差し支えありません。

地域住民が相談したいと思って薬局に行っても、薬局が開局していなければ、意味がないため、地域における健康サポート機能を有する薬局として、平日に一定時間以上連続して開局していること。(検討会報告書より)。

健康サポート機能⑦ー1

健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成(基準告示八のイ、ロ関係)

イ 要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言並びに健康の保持増進に関する相談に対応すること。

ロ 販売内容及び相談内容(受診勧奨及び医療機関その他の連携機関への紹介の内容を含む。)を記録した上で、当該記録を一定期間保存していること。

届出添付書類

要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料
⇒県チェックリスト19

【その他留意事項】当該記録を3年間保存していること

(届出時の確認項目ではないですが)

- ・実施について手順書に明記するとともに、
- ・保存期間を様式や手順書に書いておきましょう

・記載内容の例

相談日、性別、年齢層、居住区域、対応した薬剤師の氏名、面談、相談方法(電話、来局等)、相談内容、対応結果(内容、受診勧奨、関係機関への紹介、要指導医薬品等の使用に関する助言等)等
※県薬剤師会の薬局の健康相談窓口における相談事例報告書でも可

健康サポート機能⑦-2

健康サポートの取組の積極的な実施(基準告示八のハ関係)

ハ 国民による主体的な健康の保持増進の支援に関する具体的な取組を積極的に実施していること。

届出添付書類

積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料(取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの)
⇒県チェックリスト20

・月1回程度の実施が望ましい。
(提出前に毎月実施していたことの実績を示していただくことが好ましいですが、ない場合は実績と今後の計画を示して下さい。)
・記録はチェックリスト11を参考にしてください。

・チェックリスト11との違い

チェックリスト11	地域薬剤師会との連携、関連団体の事業等への参加
チェックリスト20	薬局自らが健康サポートの取組を企画、実施

取組例

例えば、以下のような取組が推奨されること。これらの取組は月1回程度実施していることが望ましいこと。

- (ア) 薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施
- (イ) 薬剤師による健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組
- (ウ) 医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催
- (エ) 管理栄養士と連携した栄養相談会の開催

参考

健康づくり支援の具体的な取組の一例 （健康相談イベントの実施）

○ 健康づくり支援の具体的な取組の一例として、定期的に相談日等のイベントを開催することが重要である。

イベントの一例

無料相談健康デー

平成27年4月1日（水）

9:00～17:00



【内容】

- ・ 薬剤師によるお薬相談、健康相談
- ・ 栄養士による栄養相談etc.



ご家族やお友達と気軽にお越しください
 お薬を飲んでいる方はお薬手帳をご持参ください

●●薬局

〒●●●-●●●●

●●県●●●市●●●●

開局時間 月から土 9時～17時45分
日・祝日休業

電話：●●-●●●●-●●●●

FAX：●●●-●●●●-●●●● 駐車場ありま

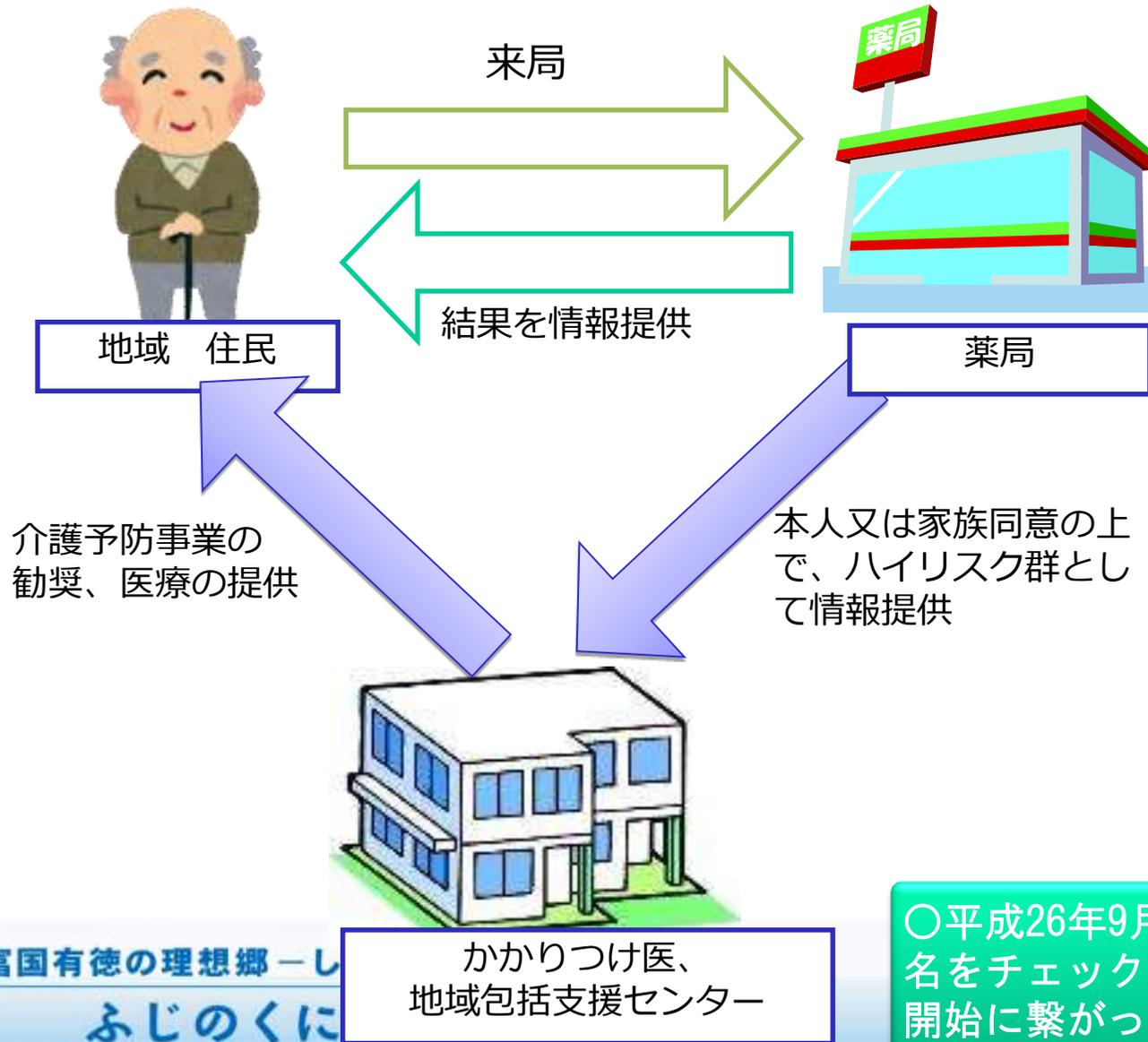


【画像】日本薬剤師会から提供

薬局による健康サポートの一例

認知症の疑いのある人の早期発見へのサポート（こころの健康づくり）

○薬局に来客した方やその家族を対象に、生活機能の低下が疑われる方に対しチェックシートを用いた確認を勧め、認知症疑いの方を早期に発見し、関係機関でのフォローアップや受診勧奨につなげる。



「ものわすれ相談窓口」に来た地域住民や薬の理解や管理においてこれまでできていたことができなくなった患者にチェックシートを用いた確認を実施



ものわすれ相談窓口 (京都府)



チェックシート(京都府医師会・認知症疾患医療センター監修)

○平成26年9月15日～12月15日に24薬局で実施し、98名をチェック。52名に受診勧奨を実施。実際の治療開始に繋がった事例あり（京都府）。

薬局による健康サポートの一例 禁煙サポートの実施（喫煙）

○薬剤師が積極的に禁煙を啓発し、薬局に来客した喫煙者を対象に、禁煙プログラムを提供することで、地域における喫煙率の低下による健康増進及び地域の医療関係者等との連携を促進する。



○平成26年10月～12月のうち1ヵ月間に80薬局において、禁煙の声かけを実施し、喫煙者へ禁煙に関する説明（453人）を行い、禁煙希望者（112人）に対し、禁煙の啓発・誘導及び禁煙プログラムの提供。禁煙プログラムに基づき、受診勧奨（46人）や禁煙指導（66人）を実施（長野県）。

健康サポート機能⑦ー3

取り組みの発信と他薬局の支援(基準告示八の二関係)

ニ 地域の薬剤師会等を通じること等により当該薬局における取組を発信すると同時に、必要に応じて、**地域の他の薬局の取組を支援**していること。

届出添付書類

薬局において**取組を発信**していること等の実績が確認できる資料(取組の概要等が分かるもの)

⇒県チェックリスト21

・提出前に連続して月1回程度実施していたことの実績を示してください。数回しかない場合は、今後の計画(月1回程度、取組が継続して行う旨を示したもの)を提出してください。

・取組実績は常時記録しましょう

取組例

- (ア) 地域の薬剤師会等での学術大会や勉強会での発表、地域の薬剤師会広報誌への掲載
- (イ) 医学薬学等に関する学会への発表や学術論文の投稿
- (ウ) 健康増進に関する情報発信を目的としているホームページ
(例えば、スマート・ライフ・プロジェクト(注)の活動報告のホームページ(<http://www.smartlife.go.jp/>)等)における情報発信)
- (エ) 地域の住民向け広報誌など様々な媒体を活用した情報発信

健康寿命を延ばそう スマート・ライフ・プロジェクトとは

「健康寿命をのばしましょう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした国民運動。運動、食生活、禁煙の3分野を中心に、具体的なアクションの呼びかけを行っています。

さらに今年度からは、3つのアクションに加え、健診・検診の受診を新たなテーマとして、更なる健康寿命の延伸を、プロジェクトに参画する企業・団体・自治体と協力・連携しながら推進しています。

平成26年度版

企業・団体・自治体のみなさまへ
健康寿命をのばそう！スマート・ライフ・プロジェクト参画のお願い

スマート・ライフ・プロジェクトとは
「健康寿命をのばしましょう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした国民運動。運動、食生活、禁煙の3分野を中心に、具体的なアクションの呼びかけを、行っています。さらに今年度からは、3つのアクションに加え、健診・検診の受診を新たなテーマとして、更なる健康寿命の延伸を、プロジェクトに参画する企業・団体・自治体と協力・連携しながら推進しています。

適度な運動

「毎日プラス10分の運動」
例えば、通勤時のはや歩き。
例えば掃除や庭いじり。
日常でのからだの動きを増やすだけで健康生活に変わります。



いさい健康大使
三島 雄一郎

適切な食生活

「毎日プラス一皿の野菜」
いつもの食事にプラス一皿の野菜を、ちょっと意識して美味しく野菜を摂る事で、理想的な食生活に近づきます。



いさい健康大使
有森 野子

禁煙

「たばこの煙をなくす」
たばこを吸うことは健康を損なうだけでなく、肌の美しさや若々しさを失うことにも繋がります。



いさい健康大使
早坂 穂香

+

健診・検診の受診

「定期的に自分を知る」

早期には、自覚症状が無いという病気は少なくありません。そういうリスクを早期に発見し、対処していくためには、無症状のうちから定期的に自分のからだの状態を知っておくことが重要で、

**「健診」は
毎日の健康を守る最大の武器！**

特定健診などの「健診」は、健康の保障確保のために、そのときの健康状態を調べて問題があった場合に改善することが主な目的です。毎年定期的に健診の受診を推奨しましょう。

定期健康診断、特定健診 など

**「検診」は
大事な人や未来を守る最大の武器！**

がん検診などの「検診」は、癌の早期発見・早期治療を可能にする上で大切です。家族病や遺伝、その家族の安心のため、また優秀な人材を失わないためにも、検診の受診を推奨しましょう。

各種がん検診 など

同じ「けんしん」という言葉でも、実は目的や内容が違うことを知っている人は少ないかもしれません。その違いを知ってもらうことも、問題を自ら、受診してもらうための一歩です。

適度な運動

「毎日プラス10分の運動」

例えば、通勤時のはや歩き。

例えば掃除や庭いじり。

日常でのからだの動きを増やすだけで健康生活に変わります。

適切な食生活

「毎日プラス一皿の野菜」

いつもの食事にプラス一皿の野菜を。

ちょっと意識して美味しく野菜を摂る事で、理想的な食生活に近づきます。

禁煙

「たばこの煙をなくす」

たばこを吸うことは健康を損なうだけでなく、肌の美しさや若々しさを失うことにも繋がります。

健診・検診の受診

「定期的に自分を知る」

早期には、自覚症状が無いという病気は少なくありません。

そういうリスクを早期に発見し、対処していくためには、無症状のうちから定期的に自分のからだの状態を知っておくことが重要です。

「第1回健康寿命をのばそう！アワード」

静岡県は第1回の「厚生労働大臣 最優秀賞」を受賞

● 表彰制度

- 平成24年度、厚生労働省が創設
- 健康増進・生活習慣病予防に対する優れた啓発・取組を表彰
- 第1回の応募総数は、自治体部門40件、団体部門59件、企業部門67件、計166件の応募

● 主な受賞内容

- 県高齢者コホート研究の実施
- 「ふじ33プログラム」の開発
- 市町健康マップ(49万人の特定健診データ分析)の作成
- 市町別「お達者度」の算出
- 健康マイレージ事業の実施



スマート・ライフ・プロジェクトでの 活動報告

健康寿命をのばそう!
Smart Life Project

サイトマップ | よくある質問 | お問い合わせ

ツイート | いいね! 5,412

HOME | スマート・ライフ・プロジェクトについて | **目 活動報告** | 企業・団体メンバー

Google™ カスタム検索 検索

ホーム > 活動報告

バックナンバー

- 全てを表示
- 2016年10月
- 2016年09月
- 2016年08月
- 2016年07月
- 2016年06月
- 2016年05月
- 2016年04月
- 2016年03月
- 2016年02月
- 2016年01月
- 2015年12月
- 2015年11月
- 2015年10月

[検索条件] 地域: 東海 × 検索条件をクリア

参加メンバーの所在地で絞り込む

全国 > 東海 > 静岡県 | 愛知県 | 岐阜県 | 三重県

カテゴリで絞り込む

企業名・団体名で絞り込む

カテゴリを選択してください

企業名・団体名を選択してください

○ 活動報告

最新記事 全20件 表示

2015年11月25日 ▶ [【羽立工業 株式会社】浜名湖ウォーク・フェスタ2015を開催しました](#)

2015年4月22日 ▶ [【株式会社 脳リハビリネットワーク】「認知症予防の最前線～早期発見に向けて～」講演会&シンポジウムを開催致しました。](#)

健康サポート機能⑦-4

健康の保持増進に関する啓発(基準告示八の木関係)

ホ 国、地方自治体及び医学薬学等に関する学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示又はパンフレットの配布により、啓発活動に協力していること。

届出添付書類

国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料もの)
⇒県チェックリスト22

・ポスターやパンフレットの写し
それらをどのように薬局内で掲示、配架しているかが分かる写真等を提出してください



がん対策加速化プラン（平成27年12月厚生労働省）におけるがん検診の受診率向上のために具体的に実施すべき施策として、「**健康サポート薬局における受診勧奨**」がある。

日本におけるがん対策

昭和59年以降、「対がん10カ年総合戦略」、「がん克服新10カ年戦略」、「第3次対がん10カ年総合戦略」と10年毎に戦略の改訂を行い、施策を実施してきた。

さらに、平成19年4月には、がん対策をより一層推進するため、がん対策基本法（平成18年法律第98号。）が施行され、基本法に基づき、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。それ以降、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」の実現を目指して、国と地方公共団体、がん患者を含めた国民等の関係者が一体となって、がん対策を進めている。

基本計画では、平成19年度から10年でがんの年齢調整死亡率を20%減少させることを全体目標としているが、このままでは目標達成が難しいと予測されている。このため、平成27年6月1日に開催された「がんサミット」で内閣総理大臣の指示を受け、厚生労働省が中心となり、基本計画に示されている分野のうち、①遅れているため「加速する」ことが必要な分野、②当該分野を「加速する」ことにより死亡率減少につながる分野に絞り、短期集中的に実行すべき具体策を明示した「がん対策加速化プラン」を策定することとした。プランの3つの柱は「がんの予防」、「がんの治療・研究」、「がんとの共生」である。

がんの予防・がん検診の受診率

科学的根拠に基づく正しいがん検診を受診し、必要に応じて精密検査を受診することは、がんを早期に発見し、適切な治療を行うことにつながる。がんによる死亡者を減らし、確実に救えるいのちを救うためには、諸外国に比べて低い状況にあるがん検診の受診率向上が重要である。

このため、基本計画では受診率50%（胃、肺、大腸は当面の間40%）を目標に掲げ、その達成に向けての取組を進めてきた。具体的には、平成21年度より「がん検診推進事業」が開始され、がん検診を無料で受けられるクーポン券の配布や、国民一人一人への受診勧奨（個別受診勧奨）が行われている。また、がん検診の精度管理や、「がん対策推進企業アクション」を通じた企業に対する普及啓発等が行われてきた。このような取組により、受診率は上昇傾向であるが、胃がん：39.6%、肺がん：42.3%、大腸がん：37.9%、子宮頸がん：42.1%（過去2年）、乳がん：43.4%（過去2年）となっており、未だ目標50%には達していない。国際的にみても先進国が50～85%であるのに対して低い水準である。

がん検診の向上のために実施すべき具体策

受診率を上げるため、以下の施策を提言する。

- ・**健康サポート薬局におけるかかりつけ薬剤師を通じた受診勧奨を進める。** etc.

セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設 (不動産取得税)

1. 大綱の概要

中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずる。

2. 制度の内容

○地域住民による主体的な健康維持・増進を積極的に支援するため、平成28年度より「健康サポート薬局」(*)の公表制度を創設予定。

(*)かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、地域住民による主体的な健康維持・増進を積極的に支援する薬局

○こうした薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーション推進を図るため、充実した相談体制や設備などを有する健康サポート薬局のうち中小企業者が新規開設・増設・改築するものに係る不動産について不動産取得税の軽減措置(当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例)を講ずる。

(健康サポート薬局である旨を表示できる薬局の基準(案))

- (1) かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能 …… かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能について、以下の基準を設定。
- ① 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
 - ② 患者からの電話相談等への24時間対応、在宅患者に対する薬学的管理・指導
 - ③ かかりつけ医を始めとした関係機関等との連携体制の構築
- (2) 健康サポート機能を有する薬局の機能 …… 健康サポート機能を有する薬局の機能について、以下の基準を設定。
- ① 地域における関係機関等との連携体制の構築
 - ② 薬剤師の資質確保
 - ③ 間仕切り等で区切られた相談窓口の設置
 - ④ 健康サポート薬局である旨や取組内容をわかりやすく表示すること
 - ⑤ 要指導医薬品等に関する供給機能・助言体制等の構築
 - ⑥ 平日の営業日は一定時間以上連続で、土日は一定時間開局していること
 - ⑦ 健康に関する相談への対応、積極的な健康サポートの実施

健康サポート薬局となってから・・・



- なってからが**スタート**
 - 基準告示に適合していることを示す書類を**薬局に常に整理しておく**
⇒監視時等に適宜確認します
 - もし、基準告示に適合しなくなったとき等健康サポート薬局である旨の表示をやめるときは**変更届、薬局機能情報の変更報告**が必要
- ※表示の有無ではなく、提出書類等詳細に関する変更については届出の必要はありません。



健康サポート薬局ロゴマーク

かかりつけ薬剤師にご相談ください!



厚生労働省基準適合

健康サポート薬局

日薬のホームページよりイメージデータをダウンロードし、使用可能。
使用方法等はホームページを参照してください。

